

## 理由書

特定非営利活動促進法に基づく「申請に対する処分」及び「不利益処分」

- 1 設立の認証（第 10 条第 1 項）、定款の変更の認証（第 25 条第 3 項）、合併の認証（第 34 条第 3 項）
  - ・審査基準を設定できない理由  
判断の基準が法令の定めに尽くされており、基準を定める必要がないと認められるため
  - ・標準処理期間を設定できない理由  
処理すべき期間が法によって定められているため
  
- 2 解散の認定（第 31 条第 2 項）、残余財産の譲渡の認証（第 32 条第 2 項）
  - ・審査基準・標準処理期間を設定できない理由  
処分の性質上、事業の成功の不能や残余財産の譲渡先について、個別の事案ごとに具体的な判断をせざるを得ないものであり、統一的な審査基準等の設定は困難であるため
  
- 3 認定（第 44 条第 1 項）、認定の更新（第 51 条第 2 項）、特例認定（第 58 条第 1 項）、認定特定非営利活動法人と認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人の合併の認定（第 63 条第 1 項）、特例認定特定非営利活動法人と特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）の合併の認定（第 63 条第 2 項）
  - ・審査基準を設定できない理由  
判断の基準が法令の定めに尽くされており、基準を定める必要がないと認められるため
  
- 4 設立の認証の取消し（第 13 条第 3 項、第 43 条第 1 項及び第 2 項）、合併の認証の取消し（第 39 条第 2 項で準用する第 13 条第 3 項）、改善命令（第 42 条）、認定特定非営利活動法人等に対する勧告（第 65 条第 1 項）、本県に從たる事務所を置く認定特定非営利活動法人等に対する勧告（第 65 条第 2 項）、認定特定非営利活動法人等に対する命令（第 65 条第 4 項）、認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令（第 66 条第 1 項）、認定の取消し（第 67 条第 1 項及び第 2 項）、特例認定の取消し（第 67 条第 3 項で準用する同条第 1 項及び第 2 項）
  - ・処分基準を設定できない理由  
処分の性質上、処分の原因となる事実の反社会性や処分の名宛人の情状等について個別の事案ごとに具体的に判断せざるを得ないものであり、統一的な処分基準の設定は困難であるため

※認定特定非営利活動法人等：認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人